(○)　次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条関係）

(2)　保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条関係）

(3)　農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(4)　一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(5)　信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(6)　一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(7)　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(8)　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、政府の補助を受けて取得する国立大学の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三二年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(9)　公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(10)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(11)　不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(12)　住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則四パーセント）を三パーセントとする特例措置の適用期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の二関係）

(13)　心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の四関係）

(14)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の四関係）

(15)　宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成三〇年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の五関係）

(16)　土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が、東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第五一条の二関係）

(二)　農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額の上限を価格の二分の一に相当する額とした上、その適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

5　道府県たばこ税及び市町村たばこ税

(一)　紙巻たばこ三級品に係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の特例を廃止した上、以下の措置を講ずることとした。（附則第一二条の二、第三〇条の二、改正法附則第一二条及び第二〇条関係）

(1)　次に掲げる期間における紙巻たばこ三級品に係る道府県たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすることとした。

イ　平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日まで　一、〇〇〇本につき四八一円

ロ　平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日まで　一、〇〇〇本につき五五一円

ハ　平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで　一、〇〇〇本につき六五六円

(2)　次に掲げる期間における紙巻たばこ三級品に係る市町村たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすることとした。

イ　平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日まで　一、〇〇〇本につき二、九二五円

ロ　平成二九年四月一日から平成三〇年三月三一日まで　一、〇〇〇本につき三、三五五円

ハ　平成三〇年四月一日から平成三一年三月三一日まで　一、〇〇〇本につき四、〇〇〇円

(二)　税率の引上げ日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。（改正法附則第一二条及び第二〇条関係）

6　自動車取得税

(一)　排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、次のとおり対象を見直した上、その適用期限を平成二九年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二関係）

(1)　電気自動車

(2)　天然ガス自動車のうち、平成二一年一〇月一日（車両総重量が三・五トンを超え一二トン以下のものは、平成二二年一〇月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の一〇分の九を超えないもの

(3)　プラグインハイブリッド自動車

(4)　次に掲げるガソリン自動車

イ　乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　平成一七年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成一七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(ロ)　窒素酸化物の排出量が平成一七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(ハ)　エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成三二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成三二年度基準エネルギー消費効率」という。）に一〇〇分の一二〇を乗じて得た数値以上であること。